名古屋国際会議場大規模改修事業
入札説明書

令和５年 12 月

名古屋市

目次

第１ 入札説明書の定義 1

第２ 本事業の概要 2

１ 事業名称 2

２ 対象となる公共施設等の種類 2

３ 公共施設等の管理者 2

４ 事業目的 2

５ 本事業の方針 3

６ 公共施設等の立地条件及び規模 5

７ 事業範囲 6

８ 事業方式 6

９ 事業期間 7

１０ 事業スケジュール 7

１１ 事業に必要な根拠法令等 7

第３ 応募に関する事項等 8

１ 応募者の参加資格要件等 8

２ 応募に係る留意事項等 11

３ 予定価格 12

４ 入札価格等に係る消費税等の取扱い 12

第４ 事業者の選定及び選定の手順 13

１ 事業者選定の方法 13

２ 選定の手順及びスケジュール（予定） 13

３ 応募手続き等 13

第５ 落札者の決定等 18

１ 審査に関する基本的な考え方 18

２ 評価会議の設置 18

３ 審査手順 18

４ 提案内容に関するヒアリング等の実施 19

５ 落札者の決定・公表 19

６ 事業者の選定 20

７ 事業の取り消し 20

第６ 契約に関する基本的な考え方 21
１ 設計工事請負契約の締結 21
２ 議会の議決 21
３ 契約保証金の納付等 21
第７ 事業実施に関する事項 22
１ 保険 22
２ リスク分担の考え方 22
３ 誠実な業務遂行義務 22
４ 資格者の配置 22
５ 市によるモニタリング 22
６ その他事業実施に際して必要な事項 23
７ 本事業の継続が困難となった場合の措置 23
第８ 提出書類 24
１ 入札参加資格審査前の入札手続きに関する提出書類 24
２ 入札参加表明及び入札参加資格審査に関する提出書類 24
３ 資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類 25
４ 入札時の提出書類 25
第９ その他 27
１ 情報の提供 27
２ 設計工事請負契約に違反した場合の取り扱い 27
３ 問合せ先 27
資料１　事業予定地 28

【資料一覧】

資料 1	事業予定地

【様式一覧】

様式 1-1	閲覧・貸与資料交付申込書
様式 1-2	秘密保持誓約書
様式 1-3	閲覧・貸与資料の破棄業務の遵守に関する報告書
様式 1-4	入札説明書等に関する質問書
様式 1-5	現地見学会参加申込書
様式 1-6	事業者対話参加申込書

本入札説明書では、以下のように用語を定義する。

用語	定義
本書	本要求水準書をいう。
本事業	「名古屋国際会議場大規模改修事業」をいう。
事業①	本事業のうち、主に 1 号館（正面広場を含む）を対象とした改修事業をいう。「名古屋国際会議場1号館等改修事業」と呼称する。
事業②	本事業のうち、主に 2 号館、3 号館、4 号館を対象とした改修事業をいう。「名古屋国際会議場 2~4 号館等改修事業」と呼称する。
市	「名古屋市」をいう。
事業者①	事業①の実施に際して市と設計工事請負契約を締結し、事業を実施する者をいう。
事業者②	事業②の実施に際して市と設計工事請負契約を締結し、事業を実施する者をいう。
各業務	統括管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務をいう。
本施設	1 号館（正面広場を含む）、2 号館、3 号館、4 号館、第 1 駐車場、第 2 駐車場、第 3 駐車場、第 4 駐車場、屋根付歩廊及び外構等の一部又は総称をいう。
対象施設①	事業①の対象となる施設（1 号館（正面広場を含む）、第 1 駐車場、第 2 駐車場、第 3 駐車場、屋根付歩廊及び外構等）の一部又は総称をいう。
対象施設②	事業②の対象となる施設（2 号館、3 号館、4 号館、第 4 駐車場、外構（事業①で対象としている外構を除く）等）の一部又は総称をいう。
第 4 駐車場	現在、敷地南側にある駐車場をいう。
屋根付歩廊	1 号館出入口から日比野駅までの歩道に掛けられた屋根付きの歩行者用通路のこと。屋根付歩廊は、「幕屋根付歩廊」、「敷地外屋根付歩廊」、「敷地内屋根付歩廊」の 3 つの区間に分けられる。
閉館期間	本事業に係る工事に伴い、本施設を休場する旨、告示した期間（令和 7 年 2 月から令和 9 年 3 月までの予定）。
入札説明書等	入札公告の際に発注者が公表した書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集並びに設計・工事請負契約書（案）の全てをいう。
利用者	来場者及び施設使用者をいう。
来場者	イベントに参加する等、本施設に訪れる者で、事業者及び施設使用者を除く者をいう。
施設使用者	イベントを主催するため本施設を使用する者をいう。
モニタリング	事業期間にわたり、事業者が提供する公共サービスの水準を市が監視・確認する行為をいう。

用語	定義
セルフモニタリング	事業者が要求水準等を満足するサービス提供をできているか自ら監視・確認する行為をいう。
本敷地	本事業の敷地をいう。
対象敷地①	事業①における事業区域内の敷地をいう。
対象敷地②	事業②における事業区域内の敷地をいう。
別紙資料	本書とともに事業者に求める要求水準をまとめた資料をいう。
参考資料	事業者が提案にあたり、参考とする資料をいう。

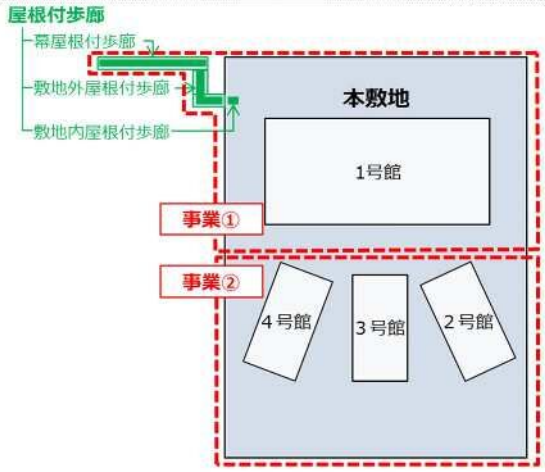

【施設の用語（概念図）】

※詳細な事業区域については別紙 01 事業区域図を参照

第１ 入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、「名古屋国際会議場大規模改修事業」を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加希望者を対象に交付するものである。なお、この交付は、市ホームページでの公表をもって代えることとする。応募者は、入札説明書等の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとする。

本事業は、主に 1 号館（正面広場を含む）を対象とした改修事業（以下、「事業①」という。）と、主に 2 号館、3 号館、4 号館を対象とした改修事業（以下、「事業②」という。）で構成されており、本書は事業①、事業②それぞれの条件等を整理している。以下、事業①個別の内容については【事業①】、事業②個別の内容については【事業②】と記載する。

また、別添書類の以下資料は、本入札説明書と一体のものとする。

- 「名古屋国際会議場大規模改修事業　要求水準書」（以下「要求水準書」という。）
- 「名古屋国際会議場大規模改修事業　設計工事請負契約書（案）」（以下「設計工事請負契約書（案）」という。）
- 「名古屋国際会議場大規模改修事業　落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）
- 「名古屋国際会議場大規模改修事業　様式集」（以下「様式集」という。）

第２ 本事業の概要

１ 事業名称

名古屋国際会議場大規模改修事業

・事業①：名古屋国際会議場１号館等改修事業

・事業②：名古屋国際会議場 2~4 号館等改修事業

２ 対象となる公共施設等の種類

ホール、展示室、会議室及び駐車場

３ 公共施設等の管理者

名古屋市長

４ 事業目的

名古屋市（以下「市」という。）は、日本を代表する産業の集積や、多数の大学等研究機関を擁する立地を活かした全国的・国際的なコンベンション等 MICE の誘致を推進し、国内外の交流を促進し、都市の活性化や地域イメージの向上を図ることとしている。

また、国の政策として、市はグローバル MICE 都市に選定されており、MICE 誘致力向上のための取組みを推進してきたところである。

新型コロナウイルス感染症の流行により短期的な影響があるものの、国際会議の開催件数は増加傾向にあり、国内外の都市では、MICE 施設の新設や拡張整備が進められており、都市間競争が激化している状況である。

名古屋国際会議場（以下「本施設」という。）は、国際交流の推進と産業・学術・文化の向上に資するために設けられた当該地域を代表する MICE 基幹施設であり、政府系国際会議、全国的・国際的な大規模会議その他国内外の催事（以下「大規模催事」という。）の開催実績を持つ。しかし、竣工後約 35 年が経過し、施設や設備の老朽化が見られ、社会ニーズに対して十分に対応できているとは言えない。

本事業では、これらの課題解決のため大規模改修を行う。エリア全体の高い価値を強みとして、本施設を世界水準の国際会議場へと昇華させるとともに、そうした質の高い環境のもと、政府系国際会議を始めとした大規模会議の誘致を積極的に進めることで、大規模催事の開催を促進し、人の集積、学術・スポーツ・文化交流の拡大、ビジネス・イノベーションの機会創造に繋げる。

本事業は、これらの取り組みにより地域経済の活性化、都市ブランドの向上、国際交流の推進、産業・学術・文化の向上に資することを目的とする。

本事業の推進にあたっては、民間事業者の創意工夫やノウハウ、ネットワークを活用するため、施設の設計・建設を一体的に行い、市の財政負担の軽減が図られることを期待する。

５ 本事業の方針

（１）本事業の方向性

MICE 誘致競争が厳しい中、老朽化した既存施設が求められる社会的要求水準を満たすために、老朽化対策等の大規模改修を行う。本事業の背景及び目的を踏まえ、本事業では事業①と事業②を実施する。事業①と事業②は相互に連携することとし、本施設全体で目的を達成することを目指す。

- 事業①：1 号館（正面広場を含む）等を対象とした改修事業
- 事業②：2 号館、3 号館、4 号館等を対象とした改修事業

（２）本施設が目指す姿

本事業では、1 号館～4 号館等の老朽化対策等の改修を対象とするが、将来的には、民間事業者のノウハウ、ネットワークを活用することでその後の社会ニーズの変化にも継続的かつ柔軟に対応していくことを検討している。

さらに、堀川の水辺空間や、魅力ある拠点間を結ぶ水上交通、白鳥庭園・白鳥公園の緑など、恵まれた周辺環境と調和しながら、これらと一体的な魅力向上を図ることで、本施設を核とするエリアの価値そのものを向上させる。

エリア全体の高い価値を強みとして、都市間競争の中で競合施設に対する競争力を強化し、さらには競合施設を超えて、本施設を世界水準の国際会議場へと昇華させる。

こうした質の高い環境のもと、利便性に優れた施設をアピールポイントとして政府系国際会議を始めとした大規模会議の誘致を積極的に進めることで、大規模催事の開催を促進し、人の集積、学術・スポーツ・文化交流の拡大、ビジネス・イノベーションの機会創造に繋げる。

これらの取り組みにより、地域経済の活性化、都市ブランドの向上、産業・学術・文化の向上に資する施設となることを目指す。

図表１　本施設が目指す姿

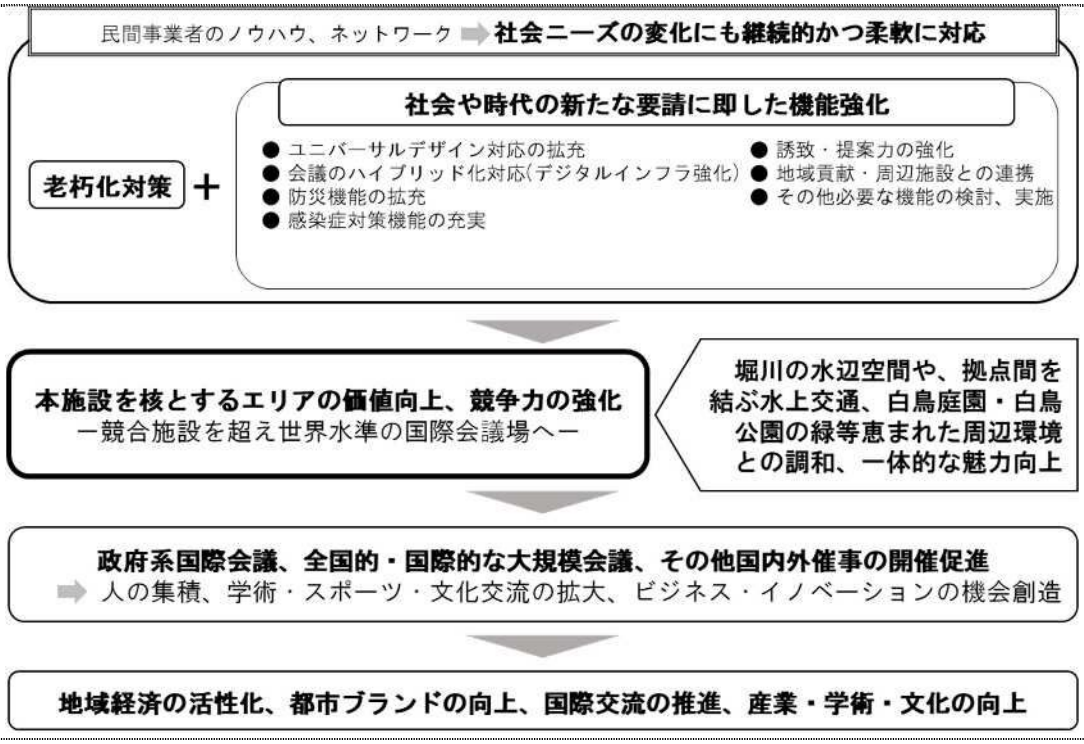

６ 公共施設等の立地条件及び規模

（１）立地に関する事項

本事業の立地に関する事項については、「資料 1　事業予定地」における「1.敷地概要」に示す。

（２）施設要件等に関する事項

本施設の現在の概要については、「資料 1　事業予定地」における「2.施設概要」に示すこととし、改修後の本施設の概要は、次のとおりである。

本施設	1 号館	• 延床面積：42,281 ㎡ • 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 • 地上 7 階／地下 2 階 • 主な諸室：センチュリーホール（2,900 席以上）、イベントホール（1,920 ㎡）、レセプションホール（670 ㎡）
	2 号館	• 延床面積：9,193 ㎡ • 鉄骨鉄筋コンクリート造 • 地上 3 階
	3 号館	• 延床面積：4,093 ㎡ • 鉄骨鉄筋コンクリート造 • 地上 3 階／地下 1 階 • 主な諸室：国際会議室（500 ㎡）
	4 号館	• 延床面積：9,334 ㎡ • 鉄骨鉄筋コンクリート造 • 地上 3 階／地下 1 階 • 主な諸室：白鳥ホール（1,250 ㎡）
	第 4 駐車場	• 延床面積：6.957 ㎡ • 鉄筋コンクリート造 • 地上 1 階／地下 1 階

（３）土地に関する事項

本事業の対象地における、都市計画等にかかる基本条件及び変更予定については、「資料 1　事業予定地」における「3.土地の概要」に示す。

７ 事業範囲

本施設改修の設計・建設業務等を遂行することを事業の範囲とする。なお、具体的な業務内容については、要求水準書等において示す。

ア．統括管理業務

- 統括マネジメント業務

イ．設計業務

- 事前調査及びその関連業務
- 設計業務（基本設計・実施設計）
- 各種関係機関との調整業務
- セルフモニタリング業務
- 障害者に関わる団体等へのヒアリング等実施業務
- その他設計業務における必要な業務

ウ．建設業務

- 寄贈品等移設業務
- 建設工事着手前業務
- 建設業務及びその関連業務
- 完工後業務
- 什器・備品設備等設置業務
- 施設の引渡し業務
- 各種関係機関との調整業務
- セルフモニタリング業務
- 障害者に関わる団体等へのヒアリング等実施業務
- その他建設業務における必要な業務

エ．工事監理業務

- 工事監理業務
- 各種関係機関との調整業務
- セルフモニタリング業務
- その他工事監理業務における必要な業務

８ 事業方式

事業者の創意工夫や優れたノウハウの活用、設計及び工事の責任の一元化、事業期間の短縮、工事品質の確保等を図ることを目的として、本事業は設計・施工一括発注方式にて実施する。

９ 事業期間

本事業の事業期間は、設計工事請負契約締結日から令和 9 年 3 月末までの約 2 年 6 か月間とする。

１０ 事業スケジュール

事業期間		設計工事請負契約締結日　～　令和 9 年 3 月 31 日
	設計・建設期間	設計工事請負契約締結日　～　令和 9 年 1 月
	引き渡し期限	令和 9 年 2 月 1 日
	稼働準備期間	令和 9 年 2 月 1 日～3 月 31 日
	供用開始	令和 9 年 4 月
閉館期間		令和 7 年 2 月 1 日　～　令和 9 年 3 月 31 日

	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)
①設計・建設期間					
②供用開始					
事業期間					
閉館期間					

１１　事業に必要な根拠法令等

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、要求水準書別紙２に示す法令等を遵守しなければならない。

第３ 応募に関する事項等

１ 応募者の参加資格要件等

（１）応募者の構成員

応募者は、構成員により構成される者とし、参加表明書の提出時に構成員及びそれらが携わる業務について明らかにするものとする。

（２）応募者の構成等

ア．応募者は、本事業について次の業務を実施する企業が構成員として含まれるグループとする。

- 本施設の統括管理業務を行う企業
- 本施設の設計業務を行う企業
- 本施設の建設業務を行う企業
- 本施設の工事監理業務を行う企業（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 4 第 22 の規定に基づき配置するものとする。）

イ．応募者の構成員が、他の応募者の構成員として入札に参加することはできないものとする。

ウ．応募者は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとし、代表企業が手続きを行うこととする。

（３）応募者の参加要件等

応募者の構成員となる企業は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の受付締切日において、以下の要件を満たすこと。

ア．地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ．地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ．本公告の日から落札決定までの間に名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付け 15 財用第 5 号）に基づく指名停止の期間がない者であること。

エ．直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

オ．会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。

カ．会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

キ．民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている

者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

ク．破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立てがなされていない者（同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）であること。

ケ．中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告にかかる入札に参加しようとしない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。

コ．公告日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がないものであること。

サ．次に掲げる者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、次に掲げる者の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該者の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

- 名古屋国際会議場大規模改修事業総合評価委員会議の委員、又は当該委員が属する企業
- 株式会社　三菱総合研究所
- 株式会社　俊設計
- 株式会社　LightStage
- 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

（4）各業務にあたる者の参加要件

構成員のうち、設計業務、建設業務及び工事監理業務の各業務にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

ただし、工事監理業務と建設業務については、兼務することはできず、また、これらの各業務にあたる者の間に資本面若しくは人事面において関連がある場合、これらの者がそれぞれ工事監理業務と建設業務を担当することはできない。

また、ア．(ｱ)、イ．(ｱ)及びウ．(ｱ)に掲げる競争入札参加資格を有していない者は、当該競争入札参加資格審査の申請を行い、確実に本公告に係る入札の開札日までに当該資格の

認定を受けていなければならない。

ア．設計業務にあたる者

(ア) 令和 5 年度及び令和 6 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「測量・設計」、申請業種「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定され、「設計」を選択している者であること。

(イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(ウ) 【事業①】公告日の前日までに、元請又は代表構成員（共同企業体としての実績の場合）として、観客席数（固定席）の合計が 1,000 席以上かつ延床面積が 9,000 ㎡以上のホール、展示場及び会議場等の設計の実績を有する者であること。

(エ) 【事業②】公告日の前日までに、元請又は代表構成員（共同企業体としての実績の場合）として、延床面積が 9,000 ㎡以上のホール、展示場及び会議場等の設計の実績を有する者であること。

イ．建設業務にあたる者

(ア) 令和 5 年度及び令和 6 年度名古屋市競争入札参加資格「建築工事Ａ等級」の認定を本公告に係る入札の開札日までに受けている者であること（ただし、経常建設共同企業体を除く。）。

(イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を有していること。

(ウ) 【事業①】公告日の前日までに、元請又は代表構成員（共同企業体としての実績の場合）として、観客席数（固定席）の合計が 1,000 席以上かつ延床面積が 9,000 ㎡以上のホール、展示場及び会議場等の建築の実績を有する者であること。

(エ) 【事業②】公告日の前日までに、元請又は代表構成員（共同企業体としての実績の場合）として、延床面積が 9,000 ㎡以上のホール、展示場及び会議場等の建築の実績を有する者であること。

ウ．工事監理業務にあたる者

(ア) 令和 5 年度及び令和 6 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「測量・設計」、申請業種「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定され、「工事監理」を選択している者であること。

(イ) ア（イ）に同じ。

(ウ) ア（ウ）に同じ。

（５）応募者の構成員等の変更

応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における失格及び構成の変更の基準は、次のとおりである。

① 応募者における構成員等が参加資格要件を欠いた場合の措置は、以下のとおりである。

代表企業	参加資格要件を欠いた場合、応募者は失格
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き、参加資格要件を欠いた場合、応募者は失格

② 応募者における構成員等の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可

２ 応募に係る留意事項等

（１）入札説明書等の承諾

応募者は、参加表明書の市への提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

（２）費用負担

本事業の入札にかかる費用は、全て応募者の負担とする。

（３）提案書類の取り扱い

ア 提案書類の取り扱い

入札参加者より提出を受けた提案書類は、返却しないものとする。

イ 著作権等

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、提案書作成者に帰属する。なお、市は、本事業においての公表時及びその他市が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

また、入札参加者が提出した事業提案書類は、情報公開請求の対象となり、公開・非公開の決定にあたって、市は入札参加者の意見を聴くものとする。

入札参加者が提出した事業提案書は、名古屋市情報公開条例に基づく行政文書公開請求の対象となり、行政文書公開請求があった場合には、名古屋市情報公開条例第７条第１項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き公開する。行政文書公開請求に対する公開又は非公開の決定にあたっては、名古屋市情報公開条例等に基づき、市において決定するので、市が必要と認める場合を除き、意見照会を行わない。法人に関する情報は、公開により受ける損害が具体的に認められる場合を除き、原則として公開する。

ウ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方

法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担する。

エ　提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、市から指示する場合を除き、認めないものとする。

オ　追加提出書類

市は、必要と認めた場合、追加的に書類の提出を要求することがある。

（４）市からの提示資料の取扱い

市が本事業に関して提供する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

（５）虚偽の記載をした場合

入札参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、損害賠償の請求等の措置を講じることがある。

（６）使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

３ 予定価格

本事業の予定価格は、次のとおりとする。

（１）名古屋国際会議場１号館等改修事業

予定価格　　金２８，６３６，３６３，６３７円

（２）名古屋国際会議場 2~4 号館等改修事業

予定価格　　金１２，３４６，７８９，０９１円

４ 入札価格等に係る消費税等の取扱い

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

第４ 事業者の選定及び選定の手順

１ 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札方式を採用するものとする。なお、本事業は平成 6 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、調達手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令 372 号）が適用される。

２ 選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の選定にあたっては、以下の手順及びスケジュールで実施することを予定している。

日程	内容
令和 5 年 12 月 27 日	入札公告、入札説明書等の公表・交付
令和 6 年 1 月 9 日	現地見学会申込締切
令和 6 年 1 月 12 日	入札説明書等に関する質問受付締切
令和 6 年 1 月 15 日	現地見学会
令和 6 年 1 月 26 日	入札説明書等に関する質問回答の公表
令和 6 年 2 月 2 日	参加表明の受付締切（資格審査書類の受付締切）
令和 6 年 2 月 20 日	資格審査結果の通知
令和 6 年 2 月 27 日	事業者対話質問受付締め切り
令和 6 年 3 月 19 日（予定）	事業者対話
令和 6 年 3 月 26 日（予定）	事業者対話の質問回答の公表
令和 6 年 4 月 5 日	入札書、事業提案書の受付締切
令和 6 年 4 月下旬	落札者の決定
令和 6 年 5 月	審査講評の公表
令和 6 年 7 月	設計工事請負契約（仮契約）の締結
令和 6 年 10 月上旬	設計工事請負契約の締結

３ 応募手続き等

（１）入札公告、入札説明書等の公表・交付

市は、実施方針等に対する民間事業者等からの質問・意見等を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書等を市ホームページにおいて公表・交付する。

（２）資料の閲覧・貸与

「様式 1-1　閲覧・貸与資料 交付申込書」及び「様式 1-2　秘密保持誓約書」の提出を条件とし、資料の閲覧・貸与を以下のとおり行う。閲覧・貸与を希望するものは、事前に本入札説明書「第 9-3 問合せ先」に連絡すること。守秘義務の誓約書を提出した上で、閲覧・貸与資料を行うものとする。

【申込方法】
閲覧・貸与資料の交付を希望する者は、「様式 1-1　閲覧・貸与資料 交付申込書」及び「様式 1-2　秘密保持誓約書」を直接持参又は郵送等にて提出すること。閲覧・貸与の方法については、提出資料の内容が確認できた者に対して別途通知する。

【閲覧・貸与資料】
- 受付期間：令和 5 年 12 月 27 日（水）～事業提案書の受付前日まで
- 閲覧・貸与場所：名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室

【破棄】
閲覧・貸与資料の交付を受けたものは、その使用を終えた時点で責任を持って廃棄し、「様式 1-3　閲覧・貸与資料の破棄業務の遵守に関する報告書」を令和 6 年 7 月 31 日までに、本書「第 9-3 問合せ先」に記載の問合せ先に、直接持参又は郵送等にて提出すること。

（３）入札説明書等に関する質問受付、回答公表

令和 5 年 12 月 27 日（水）から令和 6 年 1 月 12 日（金）午後 5 時までの間、名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室において、入札説明書等に関する質問を電子メールにて受け付ける。電子メールの件名欄に必ず、「【名古屋国際会議場大規模改修事業】入札説明書等に関する質問書」と記入すること。なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。

質問の書式については、「様式 1-4　入札説明書等に関する質問書」を参照すること。質問に対する回答は、民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き令和 6 年 1 月 26 日に市ホームページにおいて公表する予定である。

【入札説明書等に関する質問受付】
- メールアドレス：a3168@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp
- 市ホームページ：
  https://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000170268.html

（４）参加表明の受付（資格審査書類の受付）

本事業への応募者は、参加表明書の受付にあわせて、参加資格を満たすことを証明するため、資格審査書類（第 5 の 3(1)に定義する。以下同じ。）を提出し、参加資格の有無について、市の確認を受けなければならない。

参加表明書及び資格審査書類の提出書類は、「第 8 の 2(1) 入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類」を参考とし、別添書類の「様式集」の提案書作成要領に従って提出すること。

【参加表明の受付】

- 提出期間：
  令和 6 年 1 月 26 日（金）から令和 6 年 2 月 2 日（金）（参加資格確認基準日）までの毎日（名古屋市役所の閉庁日を除く）、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）。
- 提出場所：
  〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
  名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室（名古屋市役所本庁舎 5 階）
  電話番号 052-972-3185
- その他：
  参加表明書及び資格審査書類の提出は、持参又は郵送によるものとする。持参による場合は、提出する前に名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室に電話で持参の連絡を行うこととする。郵送による場合は、書留郵便とし、観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室に令和 6 年 2 月 2 日（金）午後 5 時までに必着とする。

（5）資格審査結果の通知

市は、資格審査として、参加資格確認基準日をもって、応募者から提出された資格審査書類により参加資格の有無について確認を行う。

市は、資格審査の結果を令和 6 年 2 月 20 日（火）までに応募者に通知する。

なお、資格審査の結果、入札参加資格が無いと認められた応募者は、通知を受けた日から 7 日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

（6）現地見学会

参加希望者を対象に、次のとおり、現地見学会を開催する。

現地見学会は、1 社あたりの参加人数に制限は設けないものとする。なお、現地見学会では質問を受け付けず、正式な質問及びその回答等は、以降の事業者対話にて行うものとする。

現地見学会への参加希望者は、「様式 1-5　現地見学会参加申込書」を、名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室へ提出すること（提出方法の詳細は、様式 1-5 を参照すること）。

現地見学会については、参加希望者と個別に見学希望場所等の調整を行う予定である。

【現地見学会】

- 開催日時：令和 6 年 1 月 15 日（月）（時間は申込締切後に別途案内）
- 開催場所：名古屋国際会議場
- 参加申込締切：令和 6 年 1 月 9 日（火）午後 5 時まで

（7）事業者対話の実施

資格審査通過者を対象に、市は、事業者対話を行う予定である。

事業者対話は、資格審査通過者（応募者のグループ）単位で実施することとし、1 グル

ープあたりの参加人数は 10 名までとする。

事業者対話は、主に、①市の意向（本事業の特性・コンセプト、提案を求めたいポイント等）への理解を促進、②官民の役割分担やリスク分担への齟齬の最小化、③本事業において市が要求するサービス水準未達の防止、④それらを以て創意工夫の発揮により優れた提案を求めることを目的として実施する予定である。なお、事業者対話の概要及び日程等については、事業者対話の参加者に対して、別途連絡する。

事業者対話の正式な結果（事業者からの質問及びそれに対する市の回答）については、民間事業者の特殊な技術・ノウハウ等、その権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する予定である。

事業者対話への参加を希望する資格審査通過者の代表企業は、「様式 1-6　事業者対話参加申込書」を名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室へ提出すること（提出方法の詳細は、様式 1-6 を参照すること）。

【事業者対話】

- 開催日時：令和 6 年 3 月 19 日（火）（予定）
- 開催場所：申込締切後に別途案内
- 参加申込締切：令和 6 年 2 月 27 日（火）午後 5 時まで

（８）入札の辞退

資格審査通過者が、入札を辞退する場合は、事業提案書の受付締切日までに、様式集にある「様式 3-1　入札辞退届」を名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室に提出すること。

（９）入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者は、入札参加書類（第 8 の 4 において定義する。以下同じ。）を市へ提出するものとする。なお、提出は応募者の代表企業が持参するか又は郵送によることとし、電子メールによるものは受け付けない。なお、持参の場合は、事前に観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室へ連絡すること。入札参加書類の提出に関する詳細については、「第 8 の 4 入札時の提出書類」を参照のこと。

また、入札保証金は、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 5 条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- 持参による場合の受付締切日及び提出場所
  受付締切日：令和 6 年 4 月 5 日（金）午前 9 時～午前 11 時
  提出場所：名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
  市長部局入札室（名古屋市役所西庁舎 12 階）

- 郵送による場合の到達期限及び提出場所
  到達期限：令和 6 年 4 月 4 日（木）午後 5 時まで
  提出場所：上記に同じ

提出方法：

二重封筒を用い、入札書を中封筒に入れて封印し、中封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、事業提案書を同封し書留にて送付すること

（１０）開札日時及び開札場所

- 開札日時：令和 6 年 4 月 5 日（金）午前 11 時 20 分
- 開札場所：上記（9）に同じ
- 立会い：

開札は事業①、事業②の順に応募者の代表企業の立会いのもと行う。ただし、応募者の代表企業が立会わない場合は当該入札事務に関係のない市職員を立会わせて行う。

なお、開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行う。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の最優秀提案者選定の対象となる。この際、入札価格の公表は行わない。

（１１）入札の取りやめ等

応募者が不穏な行動をなす場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、市は、当該応募者を入札に参加させない。

また、応募者の全部又は一部が連合し、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は、入札の執行を延期し、又はとりやめることがある。

なお、後日、入札にかかる不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置をとることがある。

第５ 落札者の決定等

１ 審査に関する基本的な考え方

評価会議は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。審査の詳細は、落札者決定基準を参照のこと。

また、市は、評価会議の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。なお、市又は評価会議が必要であると判断した場合は、入札参加者に対して提案内容の確認を行うことがある。

２ 評価会議の設置

評価会議は、入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。なお、市又は評価会議が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがある。

市が設置した評価会議は、以下 3 名の委員により構成される。なお、応募者の構成員等が、落札者決定前までに、評価会議の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合、応募者は失格とする。

役職	氏名	所属（役職・肩書）
委員	生田　京子	名城大学　理工学部建築学科　教授
委員	加藤　義人	岐阜大学　工学部　客員教授 名古屋都市センター　特任アドバイザー
委員	鈴木　賢一	名古屋市立大学　学長補佐　名誉教授・特任教授

（50 音順、敬称略）

３ 審査手順

審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の２段階にて実施する。「提案審査」は、入札価格や要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。

（１）資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を市において確認する。資格審査の結果、参加要件等を充足していない応募者は、失格とする。資格審査に係る参加要件及び資格等は、第３の１を参照のこと。

資格審査通過者は、事業提案書を提出することとなる。

なお、提案様式等の詳細については、様式集を参照のこと。

（２）提案審査

ア　基礎審査

市は、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書について、以下に示す基礎審査項目を満たしているかを確認する。当該項目のいずれかでも満たしていない場合、入札参加者に確認の上、失格とする。全ての要件に適合していると確認された入札参加者は、

総合評価の対象とする。

なお、基礎審査の詳細については、落札者決定基準を参照のこと。

イ　総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、評価会議での評価検討に基づき、最も優秀な提案を行った者を優秀提案者として選定し、その他の順位を決定する。

なお、総合評価の詳細については、落札者決定基準を参照のこと。

４ 提案内容に関するヒアリング等の実施

事業提案書の審査にあたって、提案内容の確認のために市又は評価会議が必要と判断した場合、基礎審査を通過した入札参加者に対しヒアリングを実施する。

- 実施時期：令和 6 年 4 月下旬（予定）
- 実施内容：

  実施する場合は、後日、日時、場所、ヒアリング内容等を、入札参加者の代表企業に連絡するものとする。

５ 落札者の決定・公表

市は、評価会議の報告を基に落札者を決定する。市は、評価会議が決定した最優秀提案結果とあわせて、落札者の決定結果を入札参加者に通知するとともに公表する。また、客観的評価については、評価会議による審査結果とあわせて市ホームページに公表する。

なお、落札者決定から設計工事請負契約締結までの間における落札者の失格及び構成の変更は次のとおりである。

① 落札者における応募各社が名古屋市との契約（本件契約以外のものを含む。）に関して不正 2 事由（※）に該当した場合の措置は以下のとおりである。

構成員	不正 2 事由に該当した場合に限り、応募者は失格

※不正 2 事由

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

② 落札者における応募各社の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可

６ 事業者の選定

市と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行い、設計工事請負契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。ただし、落札者の事由により設計工事請負契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

７ 事業の取り消し

民間事業者の募集、評価及び事業者の選定において、応募者あるいは入札参加者が無い場合には、事業の実施を取り消し、その旨を速やかに市ホームページ等で公表する。

第６ 契約に関する基本的な考え方

１ 設計工事請負契約の締結

市は、落札者と設計工事請負契約書（案）に基づき、設計工事請負契約に関する協議を行い、事業者が遂行すべき業務内容や金額、支払方法等を定め令和 6 年 7 月（予定）に仮契約、令和 6 年 10 月上旬（予定）に設計工事請負契約を締結するものとする。ただし、入札前に明示的に確定することができない事項については、必要に応じて市と落札者との間で協議を行い、内容を定めるものとする。

なお、設計工事請負契約の締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代その他の一切の費用は、落札者の負担とする。

また、落札者が設計工事請負契約を締結しない場合、又は第５の５により落札者が失格となった場合は、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号の規定による随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行うものとする。また、それまでに落札者が要した費用については、市の事由による場合を除き、落札者自らが一切を負担するものとする。

２ 議会の議決

市は、事業者との契約内容の合意後、仮契約を締結し、市が当事者となる設計工事請負契約の締結に関する議案を令和 6 年 9 月に開催される定例市会に上程し、議決を経た上で設計工事請負契約を締結する予定である。

３ 契約保証金の納付等

事業者は、設計工事請負契約の締結にあたっては、設計工事請負契約書に定める契約保証金を、納付するものとする。

ただし、同額の履行保証保険契約等を締結した場合はこの限りではない。

第７ 事業実施に関する事項

１ 保険

事業者は、要求水準書に示す要件を満たす保険を付保すること。

２ リスク分担の考え方

事業者が担当する業務については、事業者責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

このリスク分担の考え方を踏まえ、予想されるリスク及び市と事業者の責任分担については、設計工事請負契約書（案）によるものとする。

なお、設計工事請負契約書（案）に示されていない責任分担については、双方の協議により定めるものとする。入札参加者は、負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

３ 誠実な業務遂行義務

事業者は、要求水準書、事業提案書及び設計工事請負契約書に定めるところにより、誠実に本事業の業務を遂行すること。

４ 資格者の配置

事業者は、要求水準書に示す要件を満たす資格取得者を本施設に配置すること。

５ 市によるモニタリング

（１）モニタリングの目的

市は、設計工事請負契約に定める要求水準の達成状況等を把握する為に、モニタリングを行う。

モニタリングの実施にあたっての具体的な時期及び方法に関しては、要求水準書において示すものとするが、詳細な実施方法については、設計工事請負契約締結後に市と事業者とが協議を行い決定するものとする。

（２）モニタリングの費用の負担

モニタリングにかかる費用のうち、市に生じるものは、市が負担する。事業者は市が実施するモニタリングに関する人的経費等については自らの負担により市に協力するものとする。モニタリングに係る費用の詳細については要求水準書において示す。

（３）モニタリング結果に対する措置

モニタリングの結果、事業者の実施する業務内容が、設計工事請負契約書に定められた水準を満たしていないと判断した場合、市は設計工事請負契約書に定める規定に従い、事

業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができるものとする。

市が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善されない場合、市は、構成員の変更請求をすることがある。さらに改善されない場合、市が設計工事請負契約を解除することもありうる。

モニタリングの時期・手順や要求水準未達の場合の措置等のモニタリングに係る詳細な手続き等については要求水準書において示す。

６ その他事業実施に際して必要な事項

（１）係争事由にかかる基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、設計工事請負契約書に定める具体的な措置に従い、市が決定するものとする。

（２）管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

７ 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに設計工事請負契約の規定に従い次の措置をとるものとする。

（１）事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが設計工事請負契約に規定する要求水準を満たさない場合、その他設計工事請負契約で規定する事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対し、一定期間に改善を図るように勧告し、改善方策の提出・実施を求めることができるものとする。また、このような勧告にもかかわらず改善が認められない場合、市は、設計工事請負契約を解除することができる。

この場合、事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

（２）市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

設計工事請負契約に規定する市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、事業者は、設計工事請負契約を解除することができるものとする。

この場合、市は事業者に生じた損害を賠償するものとする。

（３）その他事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力等、その他市及び事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

第８ 提出書類

１ 入札参加資格審査前の入札手続きに関する提出書類

閲覧・貸与資料を希望する場合には、申込時及び返却時に以下の書類を提出すること。

閲覧・貸与資料交付申込書	（様式 1-1）
秘密保持誓約書	（様式 1-2）
閲覧・貸与資料の破棄業務の遵守に関する報告書	（様式 1-3）

入札説明書等に関して、質問がある場合には、電子メールにて提出すること。

入札説明書等に関する質問書	（様式 1-4）

現地見学会に参加される場合には、電子メールにて提出すること。

現地見学会参加申込書	（様式 1-5）

事業者対話に参加される場合には、電子メールにて提出すること。

事業者対話参加申込書	（様式 1-6）

２ 入札参加表明及び入札参加資格審査に関する提出書類

（１）入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類

参加表明書及び資格証明書等は、３部（正本（押印したもの）１部、副本（正本の写し）２部）提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

表紙	（様式 2-1）
入札参加表明書	（様式 2-2）
委任状　※代表企業への委任	（様式 2-3）
入札参加資格確認申請書兼誓約書	（様式 2-4）
入札参加者構成表	（様式 2-5）
添付資料提出確認書	（様式 2-6）
暴力団対策に係る誓約書	（様式 2-7）

【様式 2-6 における添付資料】

構成員は、資格証明書及び以下の各書類（以下「資格審査書類」と総称する。）のうちそれぞれが提出対象者であるものを市に提出すること。

	書類名	提出対象者	様式
1	会社概要	全ての構成員	任意
2	決算報告書	全ての構成員	任意
3	名古屋市税の納税証明書	全ての構成員	任意
4	消費税及び地方消費税の納税証明書	全ての構成員	任意

5	商業登記簿謄本（現在事項証明書）	全ての構成員	任意
A	一級建築士事務所登録を証する書類	設計業務を行う者及び 工事監理業務を行う者	任意
B	第３の１(4)ア(ｳ)又は(ｴ)に定める設計の実績を証する書類（１件）（契約書の写し等）	設計業務を行う者	任意
C	特定建設業の許可を証する書類	建設業務を行う者	任意
D	第３の１(4)イ(ｳ)又は(ｴ)に定める建設工事の実績を証する書類（１件）（契約書の写し等）	建設業務を行う者	任意
E	第３の１(4)ウ(ｳ)又は(ｴ)に定める設計の実績を証する書類（１件）（契約書の写し等）	工事監理業務を行う者	任意

注）B、D 及び E については、事業①又は事業②のうち、参加表明を行う事業に対応する実績の書類を提出するものとする。実績を証明する書類の提出にあたり、企業の合併、分社化、提携等により実績を有する者と入札参加者の名称が異なる場合、その実績が、入札参加者に移行あるいは引き継がれていることを証明する書類（様式任意）も提出すること。

（２）入札参加資格審査結果通知後に用いる提出書類

入札参加資格審査結果通知の後、必要に応じて以下の書類を３部（正本（押印したもの）１部、副本（正本の写し）２部）提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

参加資格がないと認めた理由の説明要求書	（様式 2-8）
構成員の変更申請書兼誓約書	（様式 2-9）
守秘義務の遵守に関する誓約書	（様式 2-10）

３ 資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類

資格審査通過者が、資格審査通過通知受領後に、入札参加を辞退しようとする場合には、事業提案書の受付締切日までに、以下の書類を１部提出すること。

入札辞退届	（様式 3-1）

４ 入札時の提出書類

入札時に提出する提案書類（以下「入札参加書類」と総称する。）は、以下のとおりである。詳細は様式集を参照すること。

入札全般に関する提出書類	（様式 4-1～4-4）
入札価格に関する提出書類	（様式 5-1～5-3）

入札価格の内訳に関する提出書類	（様式 6-1～6-9）
提案内容評価の審査に関する提案書	（様式 7-1～7-8-2）
施設計画書（図面集等）	（様式 8-1～8-9-9）
提案概要書	（様式 9-1～9-2）

第９ その他

１ 情報の提供

市は、本事業に関する情報提供を、市ホームページを通じて行う。

２ 設計工事請負契約に違反した場合の取り扱い

設計工事請負契約締結後、これらの協定若しくは契約に違反し、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長２年間、市が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

３ 問合せ先

名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室（名古屋市役所本庁舎 5 階）

- 住所：〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
- 電話：052-972-3185
- メールアドレス：a3168@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp
- 市ホームページ：
  https://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000170268.html

資料１ 事業予定地

１．敷地概要

区分	内容
地名地番	名古屋市熱田区熱田西町 102　他 10 筆
住居表示	名古屋市熱田区熱田西町 1 番 1 号
敷地面積	98,168.27 ㎡

２．施設概要

区分		内容
開館		平成 2 年 4 月（1 号館） 平成 2 年 10 月（正面広場、敷地外屋根付歩廊及び敷地内屋根付歩廊の歩廊部分） 平成 6 年 10 月（2~4 号館、第 4 駐車場） 平成 31 年 3 月（幕屋根付歩廊） 令和元年 12 月施工（敷地内屋根付歩廊(現在仮使用中) 及び敷地外屋根付歩廊）
所在地		名古屋市熱田区熱田西町 1 番 1 号
建物用途		ホール・展示室・会議室
敷地面積		98,168.27 ㎡（建築基準法上の敷地面積）
延床面積		71,858.22 ㎡
駐車場		駐車台数：638 台（内、身障者用 10 台）
構造・規模	1 号館	• 延床面積：42,281 ㎡ • 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 • 地上 7 階／地下 2 階 • 主な諸室：センチュリーホール（3,012 席）、イベントホール（1,920 ㎡）、レセプションホール（670 ㎡）
	2 号館	• 延床面積：9,193 ㎡ • 鉄骨鉄筋コンクリート造 • 地上 3 階
	3 号館	• 延床面積：4,093 ㎡ • 鉄骨鉄筋コンクリート造 • 地上 3 階／地下 1 階 • 主な諸室：国際会議室（500 ㎡）
	4 号館	• 延床面積：9,334 ㎡ • 鉄骨鉄筋コンクリート造 • 地上 3 階／地下 1 階 • 主な諸室：白鳥ホール（1,250 ㎡）

区分	内容	
	第４駐　車場	• 延床面積：6,957 ㎡ • 鉄筋コンクリート造 • 地上１階／地下１階

上記以外に、本事業に幕屋根付歩廊及び敷地外屋根付歩廊を含む。

３．土地の概要

区分	内容
用途地域等	商業地域、防火地域（集団防火）、緑化地域、都市機能誘導区域内、居住誘導区域内、港湾隣接地域、河川保全区域
指定建ぺい率	80%
指定容積率	400%
土地の所有者	名古屋市

４．広域図

（出所：名古屋国際会議場ホームページ）

５．施設配置図（フロアマップ）

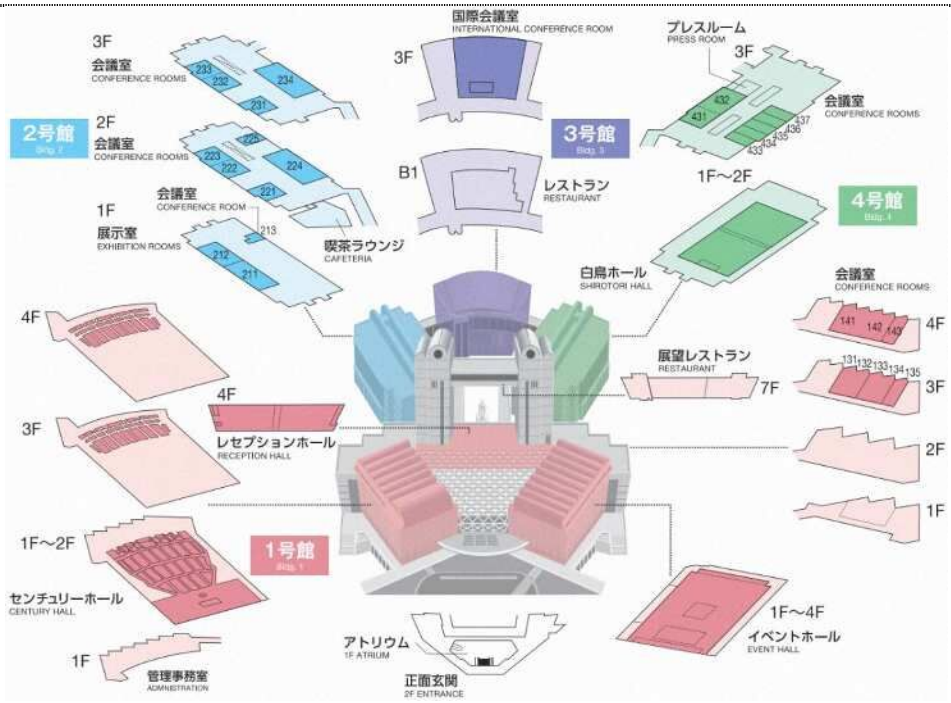

（出所：名古屋国際会議場ホームページ）